館山市広報
昭和40年6月15日
第159号
編集と発行　館山市企画課　館山市北条1.145番地の1　電話館山1501～1508番

選挙特集

一票が躍進日本の土台石

参議院は国民の良識 より広くより高い立場で

政治のゆき過ぎを防ぐ

7月4日
参議院選挙投票日
千葉県選挙管理委員会

清い票積もってよい国よい政治

いよいよ七月四日に参議院議員の通常選挙が行なわれます。参議院は、衆議院とともに国会を構成し、国権の最高機関となっています。

このように、参議院は、私たちにとって非常に大切な機関なのです。私たちにかわって政治を行なうために選びだした代表者（議員）によって組織されるのが国会ですが、私達の日々の生活にひびく政治の大本がみなここできめられるのです。三年目に一度の大事な選挙、明日の日本はあなたの一票が決定するのです。何はおいてもしつかりと投票しなければなりません。

国会は一つでもよさそうですが

府県や市町村のように一つの議会でよさそうなものだが……どうして衆議院のほかに参議院があるのでしょうか。

国の政治のしかたをきめるのは衆議院一つのほうがさつぱりしてよいではないか、と思う人もいるかも知れませんが、衆議院一つでは、ときには一つの政党一つの派にかたよることがあり、国民ぜんぶの考え方からはなれた政治がおこなわれる危険があるからです。参議院は衆議院とならんで政治がかたよらないように、たえず見守る重大な役目をしています。

そうして衆議院と参議院の二つの考え方が一致したときに政治のしかたがきまるわけです。

また、衆議院が解散されているときで、急にきめなければならないことができたとき、たとえば台風によって大水害がおきて急いで困っている人を助けなければならないというような場合は、参議院だけで国会の代わりをしていろいろのことをきめます。

リツパな人を選ぶために、被選挙年令も五年だけ（三十才）高くなっています。

参議院はどんな構成でしょうか

定員が二五〇名
全国区　一〇〇名
地方区　一五〇名です。

議員の任期は六年ですが、三年ごとに半分がかわることになっていますので、参議院は継続性と安定性が強いわけです。

こんどの選挙で改選される人数は全国区では五二名（二名は補欠）地方区は七五名で、千葉県の地方選出議員は二名です。衆議院とちがうことは、参議院には解散がありません。ですからひとたび当選してしまえば、どんな人でも六年間はやめさせることができず、私たちの生活のあらゆることをまかせてしまうことになります。

こう考えてくると参議院議員の選挙がどんなにたいせつなものであるかということがわかると思います。この大事な参議院へ私たちの代表を送る選挙ですから、だれに投票するかよく考え、「明るく正しい選挙」を通じて、明るく住みよい政治を期待したいものです。

民主政治の記念すべき年 参議院選挙を有意義に

館山市明るく正しい選挙推進協議会
会長　嶋田石蔵

「公明選挙が」「明るく正しい選挙」にかわりました。

今年は明治二十三年七月一日に第一回衆議院議員の総選挙が行われてから七十五周年、大正十四年五月五日に衆議院選挙法が改正され成人男子による普通選挙制度が実施されてから四十周年、昭和二十年十二月十七日に衆議院選挙法が改正され婦人参政権が認められてから二十周年にあたります。

これらを要約いたしますと議会政治の夜明けから幾多困難な歴史をたどって民主政治の基礎を固めてきました。

こうした記念すべき意義深い年にあたり「公明選挙」を「明るく正しい選挙」と名称をかへ、国民ひとしく襟を正し新鮮な気持で選挙を再確認しようとしたものであります。

わが館山市は昭和三十八年三月二十五日市議会において全員の賛成を得て館山市を「明るく正しい選挙都市」として宣言をしております。

このことは、一見当然なことのようでありますがただいまの選挙の様相からおすと容易ならざる宣言で、館山市民はこの宣言都市にふさわしいリッパな選挙を行使し、議会政治の第二の夜あけとして不滅の金字塔をうちたてるべきであり、「明るく正しい選挙」と名称をかえたゆえんもそこにあるので、選挙の重要性を一層深め、かつ高められて民主政治の主権者にならなければならないと思います。

第七回参議院通常選挙は六月十日公示、七月四日投票日、ということであり、まさに選挙せつぱくという感じを深くし、「明るく正しい選挙」を宣言いたしました館山市民の真価を発揮する好機至れりであります。

わが館山市の明るく正しい選挙推進協議会は昨年から組織を拡大いたしまして市内小地域単位に百五十有余人の推進員をお願いしてあります。かく多数を御依頼いたしましたのは、より多く引いては市民全員にこの運動を推進いたしたいからであります。

市民の皆さま、推進員の方々を中心に、市民全員が「明るく正しい選挙」に邁進しようではありませんか。

まず一票
みんなで作るよい政治
棄権して
政治をかたる資格なし

参議院議員選挙にあたり 有権者の皆さんへ

館山市選挙管理委員会委員長　鈴木紀

有権者の皆さん。

七月四日第七回の参議院議員の選挙が行なわれます。

今回の選挙は、国内的には経済、物価問題、ＩＬＯ問題など国民生活に密接な問題があり、対外的には日韓問題、緊迫化するベトナム問題などをかかえたわが国にとってきわめて重大な時期に行なわれる選挙であります。

参議院は衆議院とともに国会を構成し、国権の最高機関で、衆議院とならんで政治がかたよらないように、たえず見はる重要な役目をしております。

したがつて、参議院にこの本来の機能を果たすことを期待するためにはまず第一にこの選挙を通じて真に参議院にふさわしい人物を選ばなければなりません。

しかし、従来の結果からみるとき、参議院選挙に対する投票率は衆議院等の選挙にくらべて低く、又国民の関心も薄い傾向があります。このような傾向がみられる大きな理由は、参議院に全国区という独自の制度があるため、候補者に対する親近感がうすく、候補者を選ぶのに努力を要するというような事情もありますが、さしあたり現在の制度のもとでは、できるだけ参議院の特色を生かすような有能な人物を選出するように努めることが大切な心構えであると思います。

本年は、明治二十三年国民が国政に参加するようになつてから七十五年大正十四年に普通選挙制度が布かれてから四十年さらに昭和二十年に婦人参政権が認められてから二十年にあたる記念すべき年であります。今日あたりまえのようにうけとられている選挙権も、昔からの沢山の先覚者が大変な苦労を重ねて、政治を自分達のものにしようと努力してきた賜物であります。

この意義深い年に参議院選挙を迎えるにあたり、選挙権の行使の意味について、みんなでいま一度じっくりと考えていただきたいと思います。

戦後二十年を迎えたわが国の民主々義は一面において着実に定着化の方向をたどっていると言はれながらも、選挙の実態は回を重ねる毎に悪質化し、選挙違反の増大を見つゝあることは、まことに残念なことであります。

館山市は、選挙をよくし政治をよくするため「明るく正しい選挙都市」宣言を行なっております。

有権者の皆さんは、この「宣言都市」の市民の自覚のもとに、直面した参議院選挙に正しい姿勢で取り組み、よく見、よく聞き、よく判断して、誰の指図をうけることなく、あくまで自分で信ずるりつぱな人に投票いたしましょう。

投票日は七月四日 棄権は国民の恥

参議院選挙は、衆議院等の選挙にくらべて一般の関心が薄いといわれておりますが、参議院は衆議院とともに私たちの日常の生活にひびく政治の大本をきめる大事な機関です。六年間私たちに代つて政治を行なう人を選ぶ大事な選挙ですから、この人なら代つて政治をしてもらつても心配ないというようなりつぱな候補者を選びましょう。

△投票の日時＝七月四日（日曜）午前七時から午後六時まで。（第十八投票区―畑地区―は午前七時から午後四時まで。）

△投票の場所＝選挙管理委員会が指定した投票所（別掲の通り）

△開票の日時及び場所＝投票日（七月四日）の午後七時三十分から北条小学校講堂で行ないます。

―あなたの行かれる投票所―

第1投票区	船形小学校講堂 ＝ 船形地区全部
第2投票区	那古小学校講堂 ＝ 東藤、宿、寺赤、浜、芝崎、大辻、川崎、正木上、下、向、岡、小原
第3投票区	亀ケ原八幡神社々務所 ＝ 亀ケ原、西郷
第4投票区	安房高等学校講堂 ＝ 渚、三軒町、鶴ケ谷、新鶴ケ谷、八幡、湊
第5投票区	北条小学校講堂 ＝ 南町、神明町、六軒町1、2、3、4、5、6、と7の一部、高井、上野原
第6投票区	長須賀公会堂 ＝ 長須賀1、2、3、4、新宿、青柳
第7投票区	第二中学校講堂 ＝ 新井、下町、長須賀5、新宿の一部（57、58、59番地）、六軒町の7の一部
第8投票区	館山小学校講堂 ＝ 仲町、上町、楠見、上須賀、真倉、岡沼、西の浜
第9投票区	市営プール合宿所 ＝ 宮城、笠名、大賀、西原、稲崎、航空隊
第10投票区	東小学校講堂 ＝ 香、塩見、浜田、早物、見物、加賀名、波左間、坂田
第11投票区	西川名公民館 ＝ 洲崎、西川名
第12投票区	西小学校講堂 ＝ 伊戸、根本、坂足、小沼、坂井
第13投票区	藤原農業協同組合集荷所 ＝ 藤原、谷藤原、洲宮、茂名、布沼
第14投票区	館山市公民館神戸分館 ＝ 中郷、西町、川坂、上郷、中里、松岡、竜岡、犬石、蒲生、佐野
第15投票区	富崎小学校講堂 ＝ 富崎地区全部、香取
第16投票区	神余小学校講堂 ＝ 神余地区全部
第17投票区	豊房小学校講堂 ＝ 東長田、西長田、出野尾、岡田、大戸、南条、飯沼、古茂口、山荻、作名
第18投票区	畑小学校講堂 ＝ 畑地区全部
第19投票区	館野小学校講堂 ＝ 館野地区全部
第20投票区	館山市公民館九重分館 ＝ 九重地区全部

明るく正しい選挙のために

選挙運動のルール

選挙運動は、自由にすることができるようにしておくことが理想であるが、完全に自由にしてしまうと、金にものをいわせて何でもできる人が有利になり、明るく正しい選挙が行なわれなくなつてしまつて、本当に有権者の代表としてふさわしい人が選ばれなくなつてしまうおそれがある。そこで、金のかからない公正な選挙を実現するために、公職選挙法でいろいろな制限を設けており、また、国が候補者の政見や経歴を有権者に知らせるために、選挙を国のお金で行なう、いわゆる選挙公営の制度を設けている。

選挙運動に関する制限には、これを大きくわけてみると、①時期についての制限、②人についての制限、③場所についての制限、④方法についての制限の四つに分けられる。

選挙公営には、選挙運動用無料葉書の配布、ポスター掲示場の設置、選挙公報の発行、氏名掲示、新聞広告、立会演説会の開催、公営施設による個人演説会の開催、政見放送、経歴放送の実施などがある。

◎選挙運動期間と事前運動

選挙運動をすることができる期間は、候補者が立候補届出をした日から選挙期日の前日までの間である。したがつて、立候補届出前の選挙運動はいわゆる事前運動として禁止されている。世間では選挙期日の六カ月前あるいは一年前に行なう事前運動は許されるというようなことがいわれることがあるが、これは誤りである。

ただ、立候補届出前においても、立候補の準備（政党の承認を求めること、供託金の供託など）や選挙運動の準備（選挙事務所の借入の内交渉など）は事前運動とは違うので、行なうことができる。

◎選挙事務所を置ける数

地方区の候補者は一人一カ所設置できる。（ただし、政令で指定された交通不便などの情況にある都道府県では、五カ所まで設置できる。本県では二カ所設置できる。）

全国区の候補者は一人十五カ所まで設置できる。（ただし、一つの都道府県においてはその都道府県において設置することができる地方区の候補者の数をこえることができない。）

◎選挙運動を禁じられている者

(1)　投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、選挙管理委員会の委員および職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏および徴税の吏員

(2)　未成年者および選挙犯罪により選挙権を有しない者

(3)　国家公務員、地方公務員、公社および公団などの役職員ならびに教育者は地位利用による選挙運動を禁止されている。

◎使用できる自動車、船舶および拡声機の数

地方区の候補者は、一人につき自動車一台（船舶一隻）および拡声機一揃が使用できる。

全国区の候補者は、一人につき自動車三台（船舶三隻）および拡声機三揃が使用できる。

この自動車（船舶）および拡声機には定められた表示を要する。また、自動車（船舶）に乗車（乗船）できる者は、候補者と運転手（船員）を除き四人以内で、定められた腕章をつけなければならない。

明るく正しい選挙運動に参加しましょう

（写真は市役所前の立看板）

◎交通機関の無料使用

選挙運動の期間中、候補者、推薦届出者その他選挙運動員が使用できる無料乗車券が候補者一人につき一定の枚数が交付される。

無料で利用できる交通機関は、日本国有鉄道、地方鉄道、軌道および一般乗合旅客自動車運送事業などの交通機関である。

◎文書でできる選挙運動

(1)　選挙用の表示のある通常葉書だけは頒布できる。これは候補者一人に対し一定の枚数が無料で交付される。候補者であろうと第三者であろうとこの通常葉書以外の封書などで選挙運動を行なうことは禁止される。

(2)　選挙事務所、自動車（船舶）および立会演説会場では、ポスター、立札、ちょうちん、看板の類を掲示できる。また候補者が使用するたすき胸章および腕章の類は差支えない。ただし、これらの文書図画には、大きさ、数量、掲示個所などに一定の制限がある。

(3)　前記(2)の場所以外では、地方区の候補者は**選挙運動用ポスター**（長さ四二糎、巾三〇糎以内）と**個人演説会告知用ポスター**（長さ四二糎、巾一〇糎以内）を公営ポスター掲示場（館山市は二十投票区で百四十六個所）の、市町村の選挙管理委員会によつて定められた区画に、それぞれ一枚ずつ掲示することができる。

全国区の候補者は**選挙運動用ポスター**（長さ四二糎、巾三〇糎以内のもの）十万枚を掲示することができるが、このポスターには中央選挙管理会が交付する証紙をはらなければ掲示できないし、違反すれば処罰される。

また、他人の工作物にポスターを掲示するときは必ず承諾を得なければならない。なお、**国、地方公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社**が所有するものまたは管理するものには掲示できない。

(4)　全国区の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は一投票区に一個所ずつ、候補者の**氏名と党派別の掲示**をする。

(5)　投票当日には、投票所内の投票を記載する場所その他適当な場所に市町村の選挙管理委員会が全国区及び地方区の候補者の**氏名掲示**をする。

(6)　選挙運動の期間中に限り無料で、地方区の候補者は五回、全国区の候補者は六回**新聞広告**をすることができる。

(7)　候補者の氏名、経歴、政見などを記載した**選挙公報**が発行され、選挙の期日前二日までに各世帯に配布される。

◎言論による選挙運動

(1)　地方区の候補者またはその代理者は、都道府県の選挙管理委員会が指定した場所で開催される**立会演説会**で演説を行なうことができる。

(2)　地方区の候補者は六十回以内、全国区の候補者は何回でも**個人演説会**をすることができる。

(3)　午前六時から午後九時までの間、**街頭演説**をすることができる。この場合には中央選挙管理会又は都道府県の選挙管理委員会が交付する標旗を掲げなければならない。

標旗は、地方区の候補者には一本、全国区の候補者には十五本交付される。街頭演説の際の運動員は、地方区の候補者は十五人以内、全国区の候補者は一都道府県ごとに十五人以内で、この運動員は一定の腕章を着けていなければならない。

(4)　地方区の候補者は一人につき三回、全国区の候補者は一人につき一回日本放送協会または民間放送の放送設備により**ラジオ放送**ができる。

(5)　日本放送協会が候補者一人につき、おおむねラジオで五回、テレビで三回経歴放送をすることになつている。

(6)　**連呼**は、演説会場や街頭演説の場所と、午前七時から午後八時までの間運行中または停止中の選挙運動用自動車（船舶）の上でだけすることができる。

ただし、学校病院などの周辺においては静かにするようにつとめなければならない。

◎してはいけない選挙運動

(1)　選挙運動のために一戸一戸訪ねまわることは、「**戸別訪問**」として禁止されている。戸別訪問は家庭に限らず会社、工場などを訪ねることもいけないし、各戸を訪問するつもりで一戸だけ訪ねても、やはり戸別訪問になる。

ところが、電話により各戸に投票を依頼することや、路道とか電車、バスなどの乗物の中でたまたま会つた知人などに投票を依頼することは、違反にならない。

(2)　選挙に関し、投票をしてもらうために、あるいは投票をさせないなどの目的で選挙人に対し署名運動をすることはできない。

(3)　選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過や結果を公表することはできない。

(4)　選挙運動に関して飲食物を提供することはできない。ただ、湯茶や普通用いられる程度の菓子はさしつかえなく、また選挙事務所で運動員や労務者に弁当を与えることは一定の範囲内で許される。

(5)　選挙運動のため、自動車を連ねたり隊伍を組んで往来するなどの気勢を張る行為は禁止される。

(6)　選挙の後で当選したことまたは落選したことについて選挙人に挨拶するために、次の行為をすることはできない。

①　戸別訪問

②　自筆の親書や祝辞などの答礼のための親書以外の文書図画の頒布掲示

③　新聞、雑誌の利用および放送

④　当選祝賀会などの集会の開催

(7)　次のような寄付は禁止されている。

①　国と請負契約をしている者や、国から補助金などを受けている者などは、参議院議員選挙に関して寄付することはできない。

②　候補者は、参議院議員に関して、選挙区内の者に対し寄付することはできない。

選挙区内の者に対して、通常社交の程度をこえる寄付をすると、参議院議員の選挙に関する寄付とみなされる。

(8)　参議院議員の任期満了の日前九十日にあたる日（今回は三月三日）から通常選挙の投票日（七月四日）までの間は

①　後援団体は、選挙区内の者に対してどのような名義をもつても寄付をすることができない。

②　後援団体が行なう行事（集会、見学、旅行など）においては、どんな人も、選挙区内の者に対し、接待したり、金品を贈つてはならない。

③　候補者は、自分の後援会に寄付をすることができない。

選挙の豆知識

投票できる人

満二十才以上の日本国民はすべて選挙権をもつておりますが選挙人名簿に登録されていなければ投票できませんからご注意下さい。

投票は投票当日自分で投票所に行つて投票するのが立前になつておりますが、特別な取扱として次のような便宜的な方法もあります。

不在者投票

投票日にやむをえない用務で、館山市の区域外に出るため投票へ行けない人や、病気、出産などのため歩けない人は、不在者投票をすることができます。

これらの方は所定の証明書をそえて選挙管理委員会へ申し出れば、公示日（六月十日）から投票日の前日（七月三日）までの間に選挙管理委員会や指定された病院（老人ホームを含む）などで投票することができます。くわしいことは選挙管理委員会にお問い合せください。

あなたの大切な一票を生かしましょう。

字が書けないとき

投票は自分で書くのが原則ですが、字を知らなかつたり、目や手が不自由で書けない場合には当日係員に申し出てください。補助者が立会人の立会の上で、あなたの投票する人を書いてくれます。（この方法のことを代理投票といいます。）安心しておたのみください。

点字投票

目が見えないが点字の書ける人は、申し出れば点字で投票することができます。

投票の書き方

投票用紙には候補者の氏名を一人だけハッキリ書きます。

名前や文字を忘れたときは、投票所に掲示してある一覧表をみてまちがわずに書いて下さい。

自分の名前を書いたり、自筆でないもの（スタンプ等）や、よけいなことを書くと無効になります。

はっきり書きましょう

投票用紙

地方区……黒

全国区……赤

投票の方法

参議院の選挙は、全国区と地方区の投票を同時に行ないます。

全国区の投票用紙には全国区の候補者の氏名を。

地方区の投票用紙には地方区の候補者の氏名を書いて投票箱に入れます。

全国区の投票用紙は――**赤色刷**

地方区の投票用紙は――**黒色刷**

です。参議院選挙のときは、衆議院選挙などにくらべますと、間違って書いたため無効投票になるものが約六倍もあります。間違いのないようにしましょう。

投票のヒミツは守られます。

選挙で誰に投票したかは、開票のとき、数千数万枚の票のなかへまぜあわせてしまいますので、誰にも決してわからなくなります。自分でよいときめた人に安心して投票しましょう。

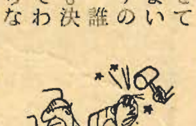

あなたの権利を、憲法と選挙法がシッカリ守つてくれます。

※

※

※

みんなが投票 あかるい国に

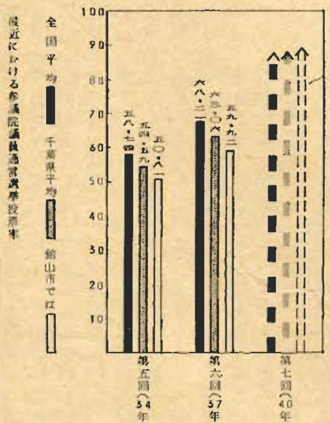最近の参議院選挙の投票率は次のようになつています。残念ですがまだ生かされていない票がたくさんあります。なまけたり、他人まかせでは、決してしあわせにはなれないでしょう。まず、選ぶこと、あなたの一票をズバリ幸福のために加えようではありませんか。